

次期ごみ処理施設整備基本設計及び事業者選
定支援業務

委託仕様書

令和8年5月

小野加東加西環境施設事務組合

第1章 総 則

第1節 一般事項

第1項 業務の目的

本業務は、小野市、加東市及び加西市（以下、「構成市」という。）で構成される小野加東加西環境施設事務組合（以下、「本組合」という。）が計画する新たなごみ（一般廃棄物）処理施設（以下、「次期ごみ処理施設」という。）整備運営事業を実施するに当たり、次期ごみ処理施設の整備及び運営を行う事業者の選定手続への総合的な支援を行うことを目的とする。

第2項 業務委託名称

次期ごみ処理施設整備基本設計及び事業者選定支援業務

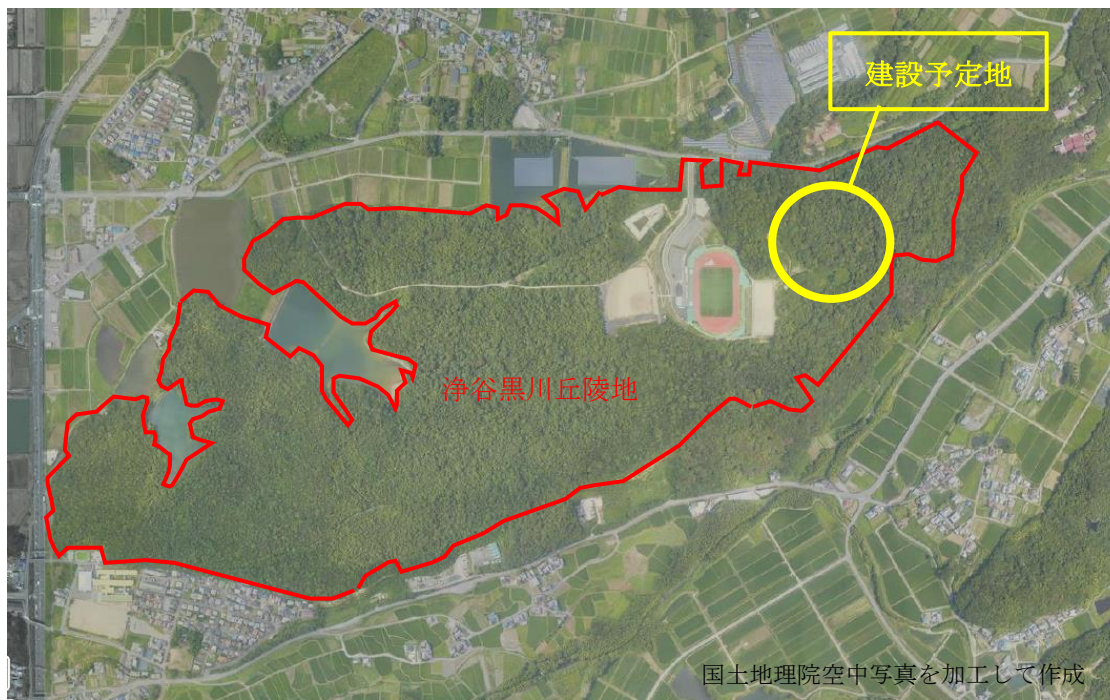
第3項 業務期間

契約締結日から令和11年10月31日までとする。

第4項 基本条件

本組合が令和8年3月に策定した次期ごみ処理施設整備基本計画（以下、「施設基本計画」という。）で整理した内容を基本とする。

1. 本組合による新設整備とする。
2. 建設予定地は、下図に示す小野市が所有する浄谷黒川丘陵地内とする。なお、施設基本計画では小野希望の丘陸上競技場の東側を想定しているが、本業務により行う検討等により変更する場合がある。
3. 敷地造成工事は本業務で選定した事業者ではなく、本組合が別途実施するものとする。



第2節 共通仕様

第1項 適用の範囲

本仕様書は本業務に適用するものとし、本仕様書に明記なきことは、本組合と受託者が協議のうえ、決定するものとする。

第2項 業務内容

詳細については、「第2章 業務内容」による。

1. 基本設計業務
2. 事業者選定支援業務

第3項 疑義

本業務の仕様書記載事項について疑義が生じた場合、直ちに本組合の担当職員と協議のうえ、本組合の意図することを十分に理解し、業務を遂行するものとする。

第4項 業務内容の変更

本組合が必要あると認めた場合には、本組合と受託者による協議により決定する。なお、協議決定後における変更については、別途協議により行うものとする。

第5項 機密の保持

受託者は本業務の遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタントとして中立性を厳守すること。

第6項 関係官公署との協議

受託者は関係する官公署との協議を必要とするとき、または協議を求められた場合は誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく本組合に報告すること。

第7項 関係法令等の遵守

受託者は本業務の実施に当たり、関係する法令、規則、細則及び通知等を遵守すること。

1. 環境基本法
2. 循環型社会形成推進基本法
3. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び構成市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
4. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）
5. 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）
6. 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）
7. 資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）
8. 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
9. プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環法）
10. その他すべての関係する法令、規則、細則及び通知等

第8項 資料の貸与

本業務の遂行上必要な、または利用可能な資料で本組合が所有及び入手可能なもの（施設基本計画策定時の検討資料を含む）については貸与する。

この場合、貸与を受けた資料については、そのリストを作成のうえ本組合に提出し、業務完了と共に返却すること。

第9項 管理技術者及び担当技術者等

1. 受託者は、管理技術者及び担当技術者をもって秩序正しい業務を行わせると共に、高度な技術を要する業務のため、相当の経験・経歴を有する技術者を配置しなければならない。
2. 管理技術者は、本業務全体を統括する者として1名配置し、技術士【総合技術監理部門】（衛生工学－廃棄物・資源循環）又は技術士【衛生工学部門】（廃棄物・資源循環、（旧選択科目の廃棄物管理計画、廃棄物処理、廃棄物管理を含む。）の資格を有し、過去5年間に完了した国又は地方公共団体が発注する新設の一般廃棄物処理施設の整備及び運営に係る事業者選定支援業務の経験実績を有する者であること。
3. 担当技術者は、複数名の配置を可能とするが、1名は必ず技術士【総合技術監理部門】（衛生工学－廃棄物・資源循環）又は技術士【衛生工学部門】（廃棄物・資源循環、（旧選択科目の廃棄物管理計画、廃棄物処理、廃棄物管理を含む。）の資格を有し、過去5年間に完了した国又は地方公共団体が発注する新設の一般廃棄物処理施設の整備及び運営に係る事業者選定支援業務の経験実績を有する者であること。
4. 選任する管理技術者及び担当技術者は受託者の社員であること。これらを証明する書類として、各技術者の資格証明書の写し及び受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係（契約締結時点で6か月以上の雇用関係）が確認できる書類（受託者会社記載の健康保険被保険者証）の写しを提出すること。

第10項 打合せ及び議事録

業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は本組合と綿密に打合せ及び協議を行いながら業務を実施すること。本組合が必要と判断し、打合せを要望した場合にも対応を行うこと。

管理技術者は打合せ等に必ず出席することとし、原則、管理技術者が欠席する打合せ等は開催しない。

受託者は打合せ及び協議の都度、その内容に対する議事録を作成し、速やかに（概ね1週間以内に）本組合へ提出すること。

なお、業務着手時の業務計画で想定した打合せ回数が増えた場合であっても変更契約の対象としない。

第11項 提出書類

受託者は業務の着手及び完了に当たっては契約書に定めるもののほか、次の書類を提出するものとする。

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度本組合の承認を受けること。

1. 着手時
 - (1) 業務着手届
 - (2) 管理技術者及び担当技術者届（資格証明書の写し及び雇用関係を証明するものを添付すること。）
 - (3) 業務計画書（業務工程表を含む）
 - (4) その他必要な書類
2. 完了時
 - (1) 業務完了届
 - (2) 成果品
 - (3) その他必要な書類

第12項 検査及び引渡し

受託者は業務完了後、速やかに業務完了届を本組合に提出し、本組合の検査を受けるものとする。

受託者は業務検査に合格後、本仕様書に指定された成果品及び提出書類一式を納品し、本組合の承認をもって業務の引渡しとする。

なお、納品後に成果品に不備または不都合な点が発見された場合、受託者は速やかに訂正しなければならない。

第13項 成果品

成果品は次のとおりとする。

- | | |
|---|----|
| 1. 令和9年度業務報告書 | 3部 |
| 2. 令和10年度業務報告書 | 3部 |
| 3. 業務報告書（最終年度、以下の内容を含むこと） | 3部 |
| (1) 要求水準書（案） | |
| (2) 実施方針 | |
| (3) 特定事業選定書 | |
| (4) 入札説明書 | |
| (5) 要求水準書 | |
| (6) 落札者決定基準 | |
| (7) 様式集 | |
| (8) 契約書（案）（基本協定書、基本契約書、建設請負契約書、運営委託契約書） | |
| (9) 事業者からの質問回答書 | |
| (10) 事業者の資格審査結果 | |
| (11) 審査講評 | |
| (12) 選定委員会議事録等 | |
| 4. その他資料 | 1式 |
| 5. 上記報告書の電子媒体（CD-R等） | 3部 |

第14項 債務負担行為に係る支払限度額

本業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定に基づく債務負担行為としている。当該債務負担行為に係る委託料の支払限度額は、下記のとおりとする。

債務負担行為に係る各会計年度における委託料の支払限度額

- 令和8年度（支払無し）
- 令和9年度（契約金額の27%以内）
- 令和10年度（契約金額の38%以内）
- 令和11年度（契約金額の残額）

※なお、予算の都合により、変更することがある。

第2章 業務内容

第1節 基本設計業務

受託者は、次期ごみ処理施設整備運営事業（以下、「整備運営事業」という。）を実施する事業者の選定支援を行うための要求水準書(案)を作成する。

なお、整備運営事業はDBO方式により実施することを前提とし、運営期間は20年を基本とするが、本業務により行う検討等により変更する場合がある。

第1項 施設の整備・運営に関する基礎調査

1. 事業者選定方式の検討

事業者選定に先立ち、選定方式の具体的方法や事業者の参加資格条件、評価方法、（仮称）次期ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で審査する内容等について検討を行う。また、事業者選定スケジュールを作成する。

2. 官民役割分担の検討・リスク分析

整備運営事業を進めるにあたり、官民役割分担の検討およびリスク分析を行う。

第2項 要求水準書（案）の作成及び見積の徴収

1. 要求水準書（案）の作成

事業予算及び施設内容の整理を行うための基本条件の整理を行うとともに、参考見積書の徴収のための要求水準書（案）を作成する。その際、要求水準書（案）に添付すべき参考資料、図面等も併せて作成する。

2. 見積図書徴収支援

事業者から見積図書を徴収するための支援を行う。支援の内容は以下のとおりとする。

（1）見積図書提出依頼

（2）事業者からの質問回答に関する支援

3. 見積図書の整理

事業者から提出された見積図書を整理するとともに、要求水準書（案）との対比を行う。この見積図書は、本組合が予定価格を設定するための基礎資料等にすることに留意の上で整理すること。

4. 予定価格の算出

事業者から提出された見積書の金額及び近年における同種事業の実勢価格等を整理するとともに、受託者にて事業費抑制方策を提案し、予定価格を算出する。

なお、事業費抑制方策は、他都市における同種業務実績に基づく具体的且つ効果的な提案とすること。

第2節 事業者選定支援業務

受託者は、整備運営事業を実施する事業者の選定支援を行う。

なお、整備運営事業はDBO方式により実施することを前提として、本業務では「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」に準じ、実施方針の策定から事業契約の締結までの一連の業務及び関連業務を支援することとする。

第1項 実施方針の作成及び公表

実施方針を作成し公表するため、実施方針で規定すべき項目についてとりまとめる。また、事業者からの質問に対する回答案の作成等について支援する。

第2項 特定事業の選定及び公表

これまでの検討結果を踏まえ、令和7年度に実施したPFI等導入可能性調査によるVFMの算定結果の精査を行い、特定事業として選定するための公表資料の作成支援を行う。

第3項 募集書類の作成

事業者を募集するための各種資料の作成を行う。

1. 入札説明書

これまでの検討結果を踏まえ、事業スキームやリスク分担、料金の支払い方法、各種インセンティブ付与とペナルティの設定等の詳細検討を行う。

その検討結果を踏まえ、事業者の選定に先立ち、事業の概要説明、事業実施の前提条件、事業者の募集、選定手順及び契約に関する事項等、重要な事項を記載した資料として取りまとめる。

2. 要求水準書

第1節第2項の業務による見積の徴収の結果を踏まえ、事業者が実現すべき施設整備、運営・維持管理等のサービス内容と水準等を整理し、要求水準書を作成する。

なお、仕様の記述内容、記述レベルについては別途協議とするが、事業方式や更新事業の条件等を適切に判断すること。

3. 落札者決定基準

整備運営事業の条件や施設基本計画の内容を踏まえた上で、事業者から提出される技術提案書等の審査方法について検討し、落札者決定基準を作成する。なお、検討にあたっては、これまで検討してきた処理方式や事業方式の経緯を参考とすること。

4. 様式集

整備運営事業の条件や施設基本計画の内容を踏まえた上で、事業者から提出される技術提案書等の審査が容易となる様式集を作成する。

5. 契約書（案）

事業者と契約する契約書（案）を作成する。

なお、契約書（案）は、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設請負契約書（案）、運営委託契約書（案）を想定している。

第4項 事業者選定事務支援

事業者の選定に必要な事務支援を行う。支援の内容は以下のとおりとする。

1. 入札公告に係る説明会開催に関する支援
2. 事業者からの質問回答に関する支援
3. 事業者との対話支援
4. 事業者の資格審査に関する支援
5. 事業者提案の審査に関する支援
6. 事業者提案の審査結果の公表に関する支援

第5項 選定委員会の運営支援

事業者の選定に関して、募集書類に対する審議や事業者提案の審査を実施する予定であり、この選定委員会の運営に関する支援を行うこととする。支援の内容は以下のとおりとする。

なお、選定委員会における委員への報酬及び交通費は本業務には含まないものとする。

1. 選定委員会資料の作成

選定委員会資料は、受託者が必要部数（紙資料）を準備すること。

選定委員会資料は、選定委員会が判断するための設定条件、根拠等を明確にした内容とする。

2. 選定委員会等への出席及び技術説明

選定委員会には、管理技術者を含め2名以上が原則出席すること。

選定委員会からの質問に対し、本組合が回答する上での技術支援を行うこと。

なお、選定委員会の開催は7回を予定しているが、本組合や選定委員会の指示により開催回数が増加しても柔軟に対応すること。

また、必要に応じて選定委員会の委員長等への事前説明を実施する場合には、本組合の求めに応じ対応すること。

3. 議事録（要旨、概要版（公開用）の2種類）の作成

4. 事業者へのヒアリング支援

事業者へのヒアリングは、選定委員会主催であり、各委員が円滑に質問等をできるよう支援すること。

第6項 協定及び契約締結支援

本組合と事業者との基本協定及び各種契約の締結が円滑に進むよう支援を行うこと。

なお、事業者との本契約は令和11年10月（予定）の本組合議会定例会に上程することを想定している。